

熊谷市監査委員公告第12号

令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和4年2月21日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

令和3年度財政援助団体等監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 備品について、台帳の内容と差異があった。台帳を見直し、適正な備品管理をするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【市民活動推進課】</p>	<p>改めて備品現物と備品台帳を照合し、備品登録が漏れていたものは登録した。</p> <p>今後は熊谷市物品管理規則に基づき、適正な事務処理を徹底する。</p> <p style="text-align: right;">【市民活動推進課】</p>